

長野県農業振興地域整備基本方針

令和5年3月

長野県

目 次

第1	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項	
1	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方……	1
2	諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進 ……………	2
3	農業上の土地利用の基本的方向 ……………	4
第2	農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項 (指定予定地域) ……………	10
第3	農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向 ……………	16
2	農業地帯別の方向 ……………	17
3	広域整備の構想 ……………	17
第4	農用地等の保全に関する事項	
1	農用地等の保全の方向 ……………	18
2	農用地等の保全のための事業 ……………	19
3	農用地等の保全のための活動 ……………	19
第5	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の 農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な 土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向 ……………	20
2	農業経営の基本的指標 ……………	21
	(農業経営指標) ……………	21
3	農業地帯の構想 ……………	24
第6	農業の近代化のための施設の整備に関する事項	
1	重点作物別の構想 ……………	25
2	広域整備の構想 ……………	26
第7	農業を担うべき者の確保及び育成に関する事項	
1	信州農業をけん引する中核経営体の確保・育成 ……………	27
2	新規就農者の安定的な確保 ……………	28
3	地域農業の将来像の明確化による担い手確保と農地集積の推進 ……………	28
4	多様な人材の呼び込みによる支え手の確保 ……………	28
第8	第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標 ……………	28
2	農村地域における就業機会確保等のための構想 ……………	29
第9	農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	
1	生活環境施設の整備の必要性 ……………	30
2	生活環境施設等の整備の構想 ……………	31

この農業振興地域整備基本方針は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）（以下「法」という。）第 5 条の規定により、令和 2 年 12 月に策定された国の「農用地等の確保等に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）に基づき変更するものであり、本県における農業振興地域の指定及び市町村が定める農業振興地域整備計画（以下「市町村整備計画」という。）の策定に際し、その基準ないし基本となるべき事項について、おおむね 10 年を見通して定めるものです。

第 1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

（1）農用地等の確保の基本的な方針

農地は、国内の農業生産にとって最も基礎的な資源であることから、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「法」という。）に基づき、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつ、その有効利用を図ることが重要です。

また、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要です。

このことから、「長野県食と農業農村振興計画」に示す基本方向により各種施策を総合的に展開するとともに、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく農地転用許可制度及び法に基づく農業振興地域制度等の適切な運用を確保することにより、優良農地の確保とその維持・保全及び有効利用に努めることを基本とします。

なお、市町村においては、市町村整備計画に掲げる農用地等の確保に努めるとともに、荒廃農地の解消やその防止に向けた取組を着実に進めるほか、県の直轄及び補助により行われる農業生産基盤整備事業等の対象地等についても積極的に農用地区域への編入を図っていくものとします。

（2）確保すべき農用地等の面積（注）の目標

基本指針に定める農用地等の確保に関する基本的な方向、都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に関する事項及び（1）の基本的な考え方に基づき、以下のとおり目標を定めるものとします。

（注）基本方針における「農用地等の面積」は、農用地区域内の農地面積から荒廃農地の面積を除いたもの。

① 確保すべき農用地等の面積の目標年及び目標設定の基準年

目標年は令和 12 年とし、基準年は令和元年とします。

② 目標設定の基準年の農用地区域内の農地面積

基準年における農用地区域内の農地面積は、確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する調査（以下「達成状況調査」という。）から、9.2 万 ha となっています。

③ これまでのすう勢が今後も継続した場合における目標年までの農用地区域内の農地面積の減少

達成状況調査から、基準年までの 5 年間ににおける農地以外の用途に供するための農用地区域からの除外面積を見ると、平均で 67ha となっています。（市町村の計画により市街化区域へ編入した面積は除きます。）

また、達成状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査（以下「荒廃農地調査」

という。)から、基準年までの5年間における荒廃農地の発生面積は、平均で359haとなっています。

このようなすう勢が今後も継続した場合には、令和12年には8.7万ha(△0.5万ha)に減少するものと考えられます。

- ④ 目標年までの集団的に存在する農用地等の農用区域への編入促進及び除外抑制等
農業振興地域における農用区域以外の地域(農振白地地域)の農地のうち、法第10条第3項に掲げるものについて、農用区域への編入を積極的に促進することにより、20ha以上の集団的農地及び10ha以上20ha未満の集団的農地のうち農業生産基盤が整備されている農地の合計0.2万haを農用区域へ編入します。

- ⑤ 目標年までの荒廃農地の発生防止
農用区域内農地の荒廃農地の発生については、次の施策などの効果により、令和12年までの荒廃農地の発生見込み面積を、0.1万ha防止します。

- ・ 農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化
- ・ 多面的機能支払事業による地域活動の推進
- ・ 中山間地域農業直接支払制度による施策効果
- ・ 農地利用最適化推進委員の設置による現場活動の推進

- ⑥ 目標年までの荒廃農地の解消
荒廃農地調査の結果、抜根、整地、区画整理、客土等により、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるとされた農用区域内の荒廃農地について、農地中間管理機構との連携等により0.2万haの再生を図ります。

- ⑦ 目標年までの確保すべき農用地等の面積として独自に考慮すべき事由
市町村整備計画の定期見直し等により次の事由を理由とする減少面積0.01万haを見込むこととします。

- ・ 令和元年12月末以降に、定期見直しにより除外された面積
- ・ 既に道路等になっている土地について、定期見直しにより除外予定の面積
- ・ 自然的条件が不利な農地等について、市町村による基礎調査が実施済みで、定期見直しにより除外予定の面積
- ・ 市街化及び地域整備法による除外予定の面積

- ⑧ 目標年において確保すべき農用地等の面積の目標
③のとおり、これまでのすう勢によると農地面積は基準年(令和元年)よりも0.5万ha減少し令和12年時点で8.7万haとなる見込みですが、④から⑦までの施策・取組により0.4万haを確保することとします。

以上から、令和12年において確保すべき農用地等の面積の目標は、9.1万haとします。

2 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

(1) 農地の保全・有効利用

農地中間管理事業による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の加速化、地域コミュニティによる活動や生産条件が不利な中山間地域等における営農の継続に対する支援、荒廃農地の再生利用活動への支援等により、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進します。

特に、本県の過半を占める中山間地域等においては、地域住民の合意形成に基づく集落営農組織の育成や中山間地域農業直接支払制度による営農の継続を支援するとともに、荒廃農

地などの地域の未利用資源を活用して、6次産業化による地域特産物のブランド化及びグリーン・ツーリズム等の都市農村交流による農業・農村の活性化を促進します。

(2) 農業生産基盤の整備

安全・安心な農産物を供給し、高付加価値型農業等を展開するため、農地中間管理機構との連携を図りつつ県内各地域の地域計画（人・農地プラン）に即した担い手への農地集積・集約化を進める農業生産基盤の整備、荒廃農地の発生防止や解消に結びつく条件整備、これまで整備された農業水利施設等の機能診断・予防保全による長寿命化対策の推進、農業用水の管理省力化を図るためICTを活用した自動給水栓の導入促進、地すべり防止施設やため池等の適切な維持管理と総合的な防災・減災対策の推進、棚田など中山間地域等の持つ地域資源の保全など、農業生産基盤の整備と適切な維持・保全・管理により、良好な営農条件を備えた農地を確保します。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても、当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとします。

また、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地の面積を適切に把握します。

(3) 非農業的土地需要への対応

農用地区域内の農地は、今後相当長期（おおむね10年以上）にわたり農業上の利用を確保すべき土地であることから、非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農地の確保を基本としたより適切かつ厳格な運用を図ることとするとともに、市町村の振興に関する計画や国土利用計画市町村計画、都市計画等の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとします。

この場合、市町村整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、原則としておおむね5年ごとに実施する基礎調査（法第12条の2）等に基づき行うものとします。

なお、国、県及び市町村が、農用地区域内にある土地を道路、農業用排水施設その他の公用施設又は公共用施設（法第15条の2の開発許可を要する施設を除く。）の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保に関する国及び地方公共団体の責務に鑑み、法第13条第2項に規定される農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとします。

(4) 交換分合制度の活用

農用地利用計画の変更を行うに当たっては、農業振興地域内における農用地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保と、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することの重要性に鑑み、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえながら、交換分合制度を積極的に活用するものとします。

(5) 推進体制の確立等

農業振興地域整備基本方針の変更、市町村整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興に関する計画や土地利用に関する各種計画との調和を図り、関係する法令及び制度等との調整を適正かつ円滑に進めるため、関係部局間の連携体制を整備するとともに、必要に応じて幅広く関係団体等の意見を求めるものとします。

(6) 農業振興地域整備計画の策定・変更手続

市町村整備計画を策定・変更する場合は、市町村整備計画を策定・変更する理由を付して

縦覧し、市町村住民からの意見書の提出の機会を付与することにより手続の公正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で、農用地等の確保のための取組及び各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとします。

3 農業上の土地利用の基本的方向

(1) 県全体

① 特徴

本県は、東西に約 120 km、南北に約 212 km と南北に長く、耕地は標高 260m から 1,490 m に分布し、その高低差は、1,200m に及んでいます。こうした地形のもと、気候は地域によって大きく異なっているものの、全般的には、気候の年較差や日較差が大きい内陸性気候となっています。

本県ではこうした立地条件に適応して、水稻・野菜・果樹・花きなど多様な作物が栽培され、レタス・セルリーをはじめ、カーネーション・えのきたけなどは全国 1 位の生産量を誇り、はくさい・りんご・ぶどう・ももなど全国シェアが上位に位置する品目が数多くあるなど、園芸王国としての地位を築いてきました。

また、東京・名古屋・大阪など大消費地に近い本県の優位性を活かし、農産物の総合供給産地としての役割を果たしています。

② 農産物産出額

本県の農業産出額は、立地条件を活かした水稻、園芸作物、畜産物等の産地形成と生産性向上の努力により、平成 3 年には、史上最高の 4,119 億円となりました。

それ以降、牛肉が輸入自由化になるなど、農産物の輸入量の増加が本県農産物価格の伸び悩みに拍車をかけるとともに、農業従事者の高齢化等による生産量の減少、景気の後退による農産物価格の低迷等により農産物産出額は減少してきましたが、ここ数年は、野菜等の需要に見合った適正生産の取組などにより、ほぼ横ばいの水準で推移しています。

令和 3 年産の農産物産出額（県推計値）は、2,817 億円で、作物別の構成比では、野菜が 28.5%、果実が 21.6%、きのこが 16.6%、米が 14.5%、畜産が 10.8% となっています。

③ 農家戸数等

高齢化の影響により農家戸数・基幹的農業従事者数は、全国的に一貫して減少していますが、本県においては、経営耕地面積が 30 a 未満で農産物販売金額が年間 50 万円未満の自給的農家が増加しているのに対し、販売農家は平成 2 年から令和 2 年の 30 年間で約 7.4 万戸、毎年約 2,500 戸の農家の減少が続いていることに加え、65 歳以上の基幹的農業従事者の割合が全国を上回るペースで推移しているといった特徴が見られます。

特に、販売農家が減少するなか、後継者のいない世帯が全国を上回る状況で増加し、後継者不足が深刻化しており、今後、兼業農家が定年を迎えて専業農家に移行したとしても、高齢化に伴う離農者の減少分を補うには、十分ではないことが想定されます。

（注）販売農家・自給的農家戸数：2020 年農林業センサス（農林水産省）による

④ 耕地面積

耕地面積は、令和元年において前年から 600ha 減少し、平成 12 年に比べ 10.2% の減少となりました。地目別の減少率では、樹園地及び牧草地が大きくなっています。農振農用地面積も、昭和 60 年以降減少を続けています。平成 27 年の耕作放棄地（土地持ち非農家を含む）は、16,776ha となり、耕作放棄地率は、15.4% で全国の 9.4% を上回っています。

（注 1）耕地面積：耕地及び作付面積統計（農林水産省）による

(注2) 農振農用地面積：「農林水産省調べ」による

(注3) 耕作放棄地：2015 農林業センサス（農林水産省）による

⑤ 今後の見通し及び基本的方向

これからの本県の農業・農村の姿を、農業関連統計データから推計すると、総農家戸数、基幹的農業従事者及び耕地面積は、農業従事者の高齢化の進行などを主な要因として、今後も引き続き減少するものと推測されます。このような状況を踏まえ、今後の農業生産の維持発展を図るため、「長野県食と農業農村振興計画」に沿って、関連する各種施策を着実に推進することによって、意欲ある経営体の育成や優良農地の確保、高度な技術導入などにより、本県の優良農地の潜在力をフルに発揮させるとともに、農産物の付加価値を高める6次産業化等の農山漁村発イノベーションの取組を推進し、生産性と収益性の高い農業経営の展開を目指します。

(2) 地域別

この農業振興地域整備基本方針における地域区分を、「長野県食と農業農村振興計画」における地域区分及び県地域振興局の管轄区域を踏まえて10地域に区分けし、それぞれの地域における農業上の土地利用等の方向について、整理すると次のとおりです。

① 佐久地域

<地域の特徴>

- ・ 千曲川源流の清らかな水と標高500mから1500mに広がる雄大な自然に恵まれた立地条件を活かして、八ヶ岳・浅間山麓地帯では、高原野菜、酪農・肉牛等の畜産、佐久平では良質米、プルーン等の果樹、花き、信州サーモン等水産、川西地区では、品質に定評のあるりんごや肉牛、養豚等多様な農業が営まれています。
- ・ 新規就農里親研修制度等を活用しての新規参入や親元就農など、毎年一定数の担い手は確保されていますが、さらなる確保に努めていきます。就農後の技術指導、早期経営安定のための経営状況の把握など、関係機関と連携した支援を進めます。
- ・ 良質米や品質の高い畜産物、果樹、花きの産地として発展してきました。今後新たな技術の導入等を進め、省力化と安定生産に取り組み、産地の維持発展を進めます。

<農業及び農業的土地利用の推進方向>

八ヶ岳、浅間山麓地帯においては、全国有数の高原野菜産地としての知名度を活かして、今後は産地基盤を一層強化し、畑の土地利用をさらに促進します。

佐久平平坦地帯は、良質の米産地であることに加え、古くから花き栽培も行われており、果樹の産地化も進んでいることから、田、畑及び樹園地の土地利用を促進します。

川西地帯においては、果樹栽培のほか、大規模な肉用牛・養豚団地も形成されており、樹園地、牧草地を中心に土地利用を促進します。

中山間地帯においては、千曲川や高原の魅力ある自然環境を活かした都市と農村の交流の場としての土地利用も進んでいることから、農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能に着目し、土地の維持・保全を図ります。

山麓地帯では、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の確立を図るため、山林原野及び未利用地を含めて採草放牧地を中心とした土地利用を促進します。

② 上田地域

<地域の特徴>

- ・ 標高差や少雨多照の気象条件を活かし、水稻や畜産、果樹や野菜、花きなど多様な品目が生産され、近年は醸造用ぶどう栽培とともにドメーヌ型ワイナリーの建設が増加し

ています。

- ・ 多様な担い手を積極的に呼び込み、更なる新規就農者の確保とともに、地域計画に基づく農地利用を推進し農地の集積を進めます。特に、中核的経営体への農地集積と経営の効率化を推進するとともに、小規模農家や兼業農家等も地域の重要な担い手として位置付け、地域農業の維持・発展を図ります。
- ・ 需要に応じた米の適正生産や県オリジナル品種の普及拡大を図るとともに、消費者ニーズや消費ターゲットと経営資源に適した新品目の選定や流通の検討を進めます。また、他産業とつながった農商工連携や6次産業化の取組、海外輸出の拡大への支援により販売力の高い産地づくりを進めます。

<農業及び農業的土地利用の推進方向>

塩田平を中心とした平坦地では、大規模な稲作経営が営まれていることに加え、花きの施設栽培が盛んなほか、河岸段丘の扇状地では果樹栽培が行われていることから、今後も田、畑及び樹園地の土地利用を促進します。

菅平などの高冷地では、葉野菜の産地化が進んでいることから、畑の土地利用を促進します。

山麓地帯では、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の確立を図るため、山林原野及び未利用地を含めて採草放牧地を中心とした土地利用を促進します。

③ 諏訪地域

<地域の特徴>

- ・ 諏訪地域の農業は、標高 760m から 1200m に至る高標高地に展開し、豊かな自然と共生しつつ、冷涼な気象と都市圏に近い立地を活かして、多様で高品質な農畜産物が生産されています。

都市化の進んだ諏訪湖周辺では水稻や施設園芸が、八ヶ岳西麓の高原地帯では野菜、花きと酪農がそれぞれ基幹となっています。

- ・ 諏訪地域は、冷涼で都市圏に近い立地を活かした高品質な農畜産物の生産地として発展してきましたが、他地域と同様に農業者の高齢化や基幹的農業従事者の減少が加速しています。
- ・ 八ヶ岳西麓の高原地帯や諏訪湖周辺の市街地、中山間部等、農地の利用実態は異なりますが、地域全体として荒廃農地が増加しています。担い手の多様化や経営体の規模拡大が進む中、地域毎に農業の将来像と担い手を明確として、農地利用の集積化や生産基盤の整備、立地や経営類型等に即したゾーニング等、担い手と地域が一体となって農地の利用効率を高めることが重要です。

<農業及び農業的土地利用の推進方向>

諏訪湖周辺地帯は、稲作を中心に、野菜、花きの施設栽培が行われていることから、田及び畑の土地利用を促進します。

八ヶ岳西麓地帯は、冷涼な気候を活かして多種類の野菜と花きが生産されていることから、畑の土地利用を促進します。

山麓地帯では、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の確立を図るため、飼料作物等の畑のほか、山林原野及び未利用地を含めて採草放牧地を中心とした土地利用を促進します。

④ 上伊那地域

<地域の特徴>

- ・ 天竜川河岸段丘地域の平坦部水田地帯と西部畑作地帯及び東部中山間地域に大別さ

れ、水田地帯では米を中心として転作作物の麦・大豆や野菜、花きを組み合わせた複合経営、中山間畑作地帯では畜産、野菜、果樹を中心とした経営が展開されています。

- ・ 高齢化等により基幹的農業従事者は減少しており、次代を担う人材の確保・育成が喫緊の課題です。産地の生産力を将来にわたり維持し、産地の更なる発展につなげていくため、市町村・JAと連携して新規就農者の確保と早期経営確立に取り組むとともに、中核的経営体の経営力強化を推進します。
- ・ 二つのアルプスに囲まれた河岸段丘における営農活動により形成されてきた豊かな風土と景観を今後も維持していくため、地域ぐるみで取り組む農村環境の維持保全活動を支援するとともに、安心した農村の暮らしが維持できるよう野生鳥獣被害対策、農業用排水路の補修及び改修等に取り組みます。

<農業及び農業的土地利用の推進方向>

天竜川河岸段丘地域の平坦水田地帯は、駒ヶ根市の1ha規模の大区画整備を始めとして、地域全体においてほ場整備が進んでいることから、今後も田の土地利用を促進します。

西部畑作地帯は、野菜、果樹を中心とした農業経営が行われていることから、畑及び樹園地の土地利用を促進します。加えて、当地帯は、県内最大規模の酪農地帯でもあることから、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の確立を図るため、飼料作物の畑のほか、山林原野及び未利用地を含めて採草放牧地を中心とした土地利用を促進します。

東部中山間地帯は、水稻、果樹、花きの複合経営が営まれており、田、畑及び樹園地の土地利用を促進します。

⑤ 南信州地域

<地域の特徴>

- ・ 山間傾斜地が多く1戸当たりの耕地面積が狭いものの、温暖な気候や標高差を生かし、果樹、野菜、花き栽培、肉用牛、養豚等の畜産など、多品目生産による複合経営が展開されています。中でも、農業産出額の1位を果樹が占め、長野県を代表する果樹産地の一つです。
- ・ 後継者不足、老朽化園の増加などで産地の維持に懸念が生じており、新たな品種への転換、早期多収・省力化技術の拡大等が必要です。
- ・ 多品目複合産地の振興や、南信州に適したスマート農業技術の導入による省力化と生産性の向上、環境への負荷低減、気候変動への対応等が必要です。
- ・ 地域の話合いにより、地域農業の将来像を明確化し、守るべき農地の適切な利用が必要です。また、農業水利施設や地すべり防止施設等の計画的な整備更新が必要です。

<農業及び農業的土地利用の推進方向>

天竜川の河岸段丘地帯は、果樹や野菜、花きを中心に生産が行われていることから、畑及び樹園地の土地利用を促進します。

遠山郷を始めとする南部や西部の自然豊かな山間傾斜地帯は、農業と伝統的な文化・芸能・郷土料理や景観など観光資源を活用した高付加価値農業を推進し、果樹や特用作物等を主体とする畑、樹園地の土地利用を促進します。

なお、これらに加え、南部、西部の中山間地帯は、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の確立を図るため、山林原野及び未利用地を含めて採草放牧地を中心とした土地利用を促進します。

⑥ 木曾地域

<地域の特徴>

- ・ 木曾川の本支流沿いには、小区画な農地が点在し、水稻、そば、飼料作物などの営農が中心となっています。木曾町開田高原や木祖村西山地域には、ほ場整備された優良農地が広がり、夏季の冷涼な気候を生かした“御嶽はくさい”等の高原野菜や、そばの産地が形成されています。畜産業は古くから“木曾子牛”として全国供給される産地です。
- ・ 農業従事者の高齢化が進行しており、経営の継続が困難な農家が増加しています。担い手不足は、農業生産量の減少や遊休荒廃地の増加だけでなく、集落機能の維持にも影響を及ぼしています。

新規就農者は、年間2名程度を確保していますが、木曾地域の実情を考慮しながら、IUターン就農や定年帰農者等の多様な担い手を確保していきます。

- ・ 農業者の高齢化や担い手不足による生産力等を補うため、地域農業のDX、スマート農業等、新技術の積極的な導入により、立地条件を活かした「御嶽はくさい」「木曾子牛」の木曾ブランドを中心として、市場ニーズに応える産地（良質米、花き・花木類）強化を推進していきます。

<農業及び農業的土地利用の推進方向>

開田高原や木祖村などの高冷地では基幹作物のはくさいの栽培が盛んであり、温暖な南部では茶が生産されていることから、畑の土地利用を促進します。加えて、そばや五平餅、ほうば巻など地域の伝統加工食品や、歴史・文化・自然などの観光資源を活用した高付加価値農業を推進し、農業的土地利用を促進します。

また、黒毛和牛などの畜産経営も行われており、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の確立を図るため、山林原野及び未利用地を含めて採草放牧地を中心とした土地利用を促進します。

⑦ 松本地域

<地域の特徴>

- ・ 機械化の進んだ土地利用型農業の水稻・麦・大豆、新技術の導入や冷涼な気候を活かした園芸品目の野菜・果樹、付加価値の高い施設園芸の花き・野菜、飼養衛生管理の行き届いた畜産及び、清らかで豊富な湧水に恵まれた水産・わさび等、多種多様な農産物が生産される県内屈指の産地です。
- ・ 地域の担い手は、認定農業者をはじめとする中核的経営体、大規模経営の農業法人のほか、集落営農組織があり、それぞれ高い技術で持続的に産地をけん引しています。
- ・ 現在、農業分野におけるICT化が急速に進み、施設園芸のほか、土地利用型作物や畜産にもスマート機器が導入されるなど、農業新時代を迎えています。
- ・ 米をはじめ野菜、果樹及び畜産物など、総合供給産地としての体質強化を図るため、市村やJA等と連携して、地域農業のけん引役となる「中核的経営体」の確保に向けて、新規就農者の掘り起こし、集落営農組織の育成、経営体の経営力強化を進めます。
- ・ ニーズの高い県オリジナル品種をはじめとする多彩な農畜産物を生産供給するブランド力の高い産地として、引き続きその維持発展を図ります。

さらに、生産性向上や省力化が期待されるスマート農業等、新しい技術を積極的に導入するとともに、環境にやさしい生産方式や生産工程の改善等を目指した取組を一層推進します。

- ・ 規模拡大や高収益作物への転換等による一層の経営力強化と効率化に向けて、市村等関係機関・団体と連携し、生産基盤の整備・汎用化等を計画的に推進するとともに、農地利用についても更に集積と集約化を進めます。

<農業及び農業的土地利用の推進方向>

松本平や安曇野の平坦水田地帯は、基盤整備が進み、全国有数の単収を誇る良質米の産地として大規模稲作経営が行われていることから、田の土地利用を促進します。

平坦畑作地帯は、県内有数の野菜産地となっているほか、安曇野のりんごや松本平のぶどう・りんご・なし、塩尻の醸造用ぶどうなど生産性の高い果樹栽培が行われていることから、畑及び樹園地の土地利用を促進します。

筑北などの中山間地帯は、優良農地の確保に配慮しつつ都市と農村の交流拠点としての土地利用も促進します。

⑧ 北アルプス地域

<地域の特徴>

・ 北アルプス山麓に広がる盆地で標高が高く、冷涼な空気と清冽な水、昼夜の気温差が大きい環境下で水稲を中心とした農業経営が営まれています。

また、りんご、醸造用ぶどう、白ネギ、アスパラガス、加工業務用野菜等地域の立地条件を活かした農産物生産が展開されています。

・ 人・農地プランで位置づけられた中核的経営体への農地の利用集積を進めます。

効率的な経営の実践に向けて、水田農業の複合化や経営管理能力の向上を進めます。

また、就農人口が減少する中で、多様な担い手の確保や経営安定のための支援が必要とされており、大規模経営体や集落営農組織を支える労働力の確保を進めます。

・ 地域の立地条件を活かした県オリジナル品種等、園芸品目の生産振興を進めるとともに、基盤整備ほ場の物理性の改善や、水田への収益性の高い新たな品目の導入により、高品質安定生産を目指した収益性の高い園芸産地づくりを進めます。

・ 高齢化や少子化による人口減少により、地域の共同活動や多様な人々との交流、野生鳥獣害対策等に取り組みます。

<農業及び農業的土地利用の推進方向>

南部水田地帯は、日較差の大きい気象条件と清らかな水を活かした稲作経営が行われていることから、田の土地利用を促進します。

東北部中山間地帯は、素晴らしい自然景観や豊富な観光資源を活かし、都市と農村の交流の場としての土地利用を促進するとともに、観光との有機的な連携を強めつつ、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の確立を図るため、山林原野及び未利用地を含めて採草放牧地を中心とした土地利用を促進します。

⑨ 長野地域

<地域の特徴>

・ 千曲川沿いに開けた平坦な善光寺平と周辺の山間部の二つの地域に区分されます。耕地は標高330mから1,100mに位置し、気象・立地条件を巧みに活かした適地適作による産地化が図られ、全域にわたって多様な農業が展開されています。特に果樹は多品目が栽培されており、りんご、ぶどう、ももの産出額が県内第1位となっています。

・ 新技術・新品種の導入や樹園地継承、農業水利施設の整備とともに、脱炭素化技術の導入等気候変動対策に積極的に取り組み、好調なぶどう産地の更なる発展とりんご・もも産地の再構築を進めます。

・ 生産性の向上や省力化が図られる技術を取り入れるとともに、環境への負荷を軽減した栽培方式に取り組み、地域の立地条件を活かした多様な農畜産物の持続的な生産を進めます。

- ・ 農業者の高齢化や過疎化が著しい中山間地域では、地域と様々な形で関わりがある皆の力で、農村を維持する取組を進めます。

＜農業及び農業的土地利用の推進方向＞

善光寺平を中心とした平坦地は、一般的に土地の生産性が高く団地性に優れており、県下第一位の生産を誇るりんごを中心に果樹の生産が盛んなほか、米、野菜等の生産も盛んであることから、農地を積極的に確保し、田、畑及び樹園地の土地利用を促進します。

中山間地帯は、そば、おやきなどの「ふるさとの味」を活用した地域おこしへの取組が各地で図られてきており、観光と連携した農業的土地利用を促進します。また、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の確立を図るため、山林原野及び未利用地を含めて採草放牧地を中心とした土地利用を促進します。

⑩ 北信地域

＜地域の特色＞

- ・ 全国有数の豪雪地帯であり、えのきたけ等のきのこ、りんご・ぶどう・もも等の果樹、良食味の米、アスパラガス等の野菜、シャクヤク等の花き、肉用牛等の畜産など、気候や起伏に富んだ地形を活かした農業が展開されており、特に近年はぶどうの生産拡大が進んでいます。
- ・ 農業者の高齢化や担い手不足による生産力の低下が懸念されます。めざす姿の実現に向け、地域農業をけん引する中核的経営体の育成と、新規就農者、女性農業者、定年帰農者など多様な担い手や雇用労働力の確保を進めます。
- ・ スマート農業等新技術の活用や、農業者の高い技術力と経営力による生産効率の高い営農と、有機農業や減農薬・減化学肥料によるグリーン農業など環境負荷低減の取組を進めます。
- ・ きのこをはじめ、食味に優れる米、高品質で多彩な果樹、アスパラガスとシャクヤクも全国有数の産地として知られています。また、肉用牛・養豚も地域ブランドとなっており、いずれも市場から高い評価を受けています。

今後、更なる産地力強化に向け、実需者ニーズに対応できる産地づくりを進めます。

＜農業及び農業的土地利用の推進方向＞

南部の岳南地帯は、積雪量が比較的少ないため、りんごを中心とした果樹栽培が多く、ぶどう、野菜などの施設化が進み生産性の高い農業が営まれており、畑及び樹園地の土地利用を促進します。

北部の岳北地帯は、全国有数の豪雪地帯であり、良質米の産地として名高く、水稻を中心にきのこ、野菜等が生産されていることから、田及び畑の土地利用を促進します。また、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の確立を図るため、山林原野及び未利用地を含めて採草放牧地を中心とした土地利用を促進します。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

基本指針に基づき、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、農業経営の近代化が図られる見込みが確実な地域、及び土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当と認められる地域を、総合的に農業振興を図りながら適切に次代へ継承するため、農業振興地域の指定予定地域とします。

本県における指定予定地域の位置及び規模は、別表1のとおりとします。

別表1 (指定予定地域)

単位：ヘクタール

地域名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
佐久	小諸地域 (小諸市)	小諸市のうち都市計画法の用途地域、上信越高原国立公園特別保護地区及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 7,308 (農用地面積 3,068)	
	佐久地域 (佐久市)	佐久市のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 27,282 (農用地面積 6,648)	
	小海地域 (小海町)	小海町のうち八ヶ岳中信高原国定公園特別保護地区及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 6,731 (農用地面積 1,064)	
	佐久穂地域 (佐久穂町)	佐久穂町のうち八ヶ岳中信高原国定公園特別保護地区及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 6,943 (農用地面積 1,469)	
	川上地域 (川上村)	川上村のうち秩父多摩甲斐国立公園特別保護地区及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 5,641 (農用地面積 1,565)	
	南牧地域 (南牧村)	南牧村のうち八ヶ岳中信高原国定公園特別保護地区及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 7,360 (農用地面積 2,458)	
	南相木地域 (南相木村)	南相木村のうち規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 2,700 (農用地面積 284)	
	北相木地域 (北相木村)	北相木村のうち規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 1,520 (農用地面積 224)	
	軽井沢地域 (軽井沢町)	軽井沢町のうち都市計画法の用途地域、上信越高原国立公園特別保護区及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 2,151 (農用地面積 268)	
	御代田地域 (御代田町)	御代田町のうち都市計画法の用途地域、上信越高原国立公園特別保護区及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 1,691 (農用地面積 906)	
	立科地域 (立科町)	立科町のうち八ヶ岳中信高原国定公園特別保護地区及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 2,245 (農用地面積 1,502)	
	計 11 市町村		総面積 71,572 (農用地面積 19,456)	
上田	上田地域 (上田市)	上田市のうち都市計画法の用途地域、上信越高原国立公園特別保護地区及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 17,457 (農用地面積 6,036)	
	東御地域 (東御市)	東御市のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 5,728 (農用地面積 2,928)	

	長和地域 (長和町)	長和町のうち規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 3,645 (農用地面積 1,122)	
	青木地域 (青木村)	青木村のうち規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 2,059 (農用地面積 659)	
	計4市町村		総面積 28,889 (農用地面積 10,745)	
諏訪	岡谷地域 (岡谷市)	岡谷市のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 148 (農用地面積 65)	
	諏訪地域 (諏訪市)	諏訪市のうち都市計画法の用途地域、八ヶ岳中信高原国定公園特別保護地区及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 802 (農用地面積 589)	
	茅野地域 (茅野市)	茅野市のうち都市計画法の用途地域、八ヶ岳中信高原国定公園特別保護地区及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 5,720 (農用地面積 2,634)	
	下諏訪地域 (下諏訪町)	下諏訪町のうち都市計画法の用途地域、八ヶ岳中信高原国定公園特別保護地区及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 233 (農用地面積 71)	
	富士見地域 (富士見町)	富士見町のうち都市計画法の用途地域、八ヶ岳中信高原国定公園特別保護地区及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 4,811 (農用地面積 1,674)	
	原地域 (原村)	原村のうち八ヶ岳中信高原国定公園特別保護地区及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 2,771 (農用地面積 1,283)	
	計6市町村		総面積 14,485 (農用地面積 6,316)	
上伊那	伊那地域 (伊那市)	伊那市のうち都市計画法の用途地域、南アルプス国立公園特別保護地区及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 10,793 (農用地面積 6,327)	
	駒ヶ根地域 (駒ヶ根市)	駒ヶ根市のうち都市計画法の用途地域、中央アルプス国立公園特別保護地区及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 4,420 (農用地面積 1,913)	
	辰野地域 (辰野町)	辰野町のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 1,644 (農用地面積 782)	
	箕輪地域 (箕輪町)	箕輪町のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 2,777 (農用地面積 1,524)	
	飯島地域 (飯島町)	飯島町のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 2,791 (農用地面積 1,267)	
	南箕輪地域 (南箕輪村)	南箕輪村のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 1,207 (農用地面積 906)	

	中川地域 (中川村)	中川村のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 4,166 (農用地面積 835)	
	宮田地域 (宮田村)	宮田村のうち都市計画法の用途地域、中央アルプス国立公園特別保護地区及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 1,100 (農用地面積 435)	
	計 8 市町村		総面積 28,898 (農用地面積 13,989)	
南 信 州	飯田地域 (飯田市)	飯田市のうち都市計画法の用途地域、南アルプス国立公園特別保護地区及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 15,246 (農用地面積 4,121)	
	松川町地域 (松川町)	松川町のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 3,966 (農用地面積 1,250)	
	高森地域 (高森町)	高森町のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 2,145 (農用地面積 962)	
	阿南地域 (阿南町)	阿南町のうち規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 6,599 (農用地面積 678)	
	阿智地域 (阿智村)	阿智村のうち規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 11,125 (農用地面積 516)	
	平谷地域 (平谷村)	平谷村のうち規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 631 (農用地面積 132)	
	根羽地域 (根羽村)	根羽村のうち規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 3,637 (農用地面積 347)	
	下條地域 (下條村)	下條村のうち規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 2,908 (農用地面積 546)	
	売木地域 (売木村)	売木村のうち規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 3,040 (農用地面積 214)	
	天龍地域 (天龍村)	天龍村のうち規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 8,549 (農用地面積 154)	
	泰阜地域 (泰阜村)	泰阜村のうち規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 5,300 (農用地面積 248)	
	喬木地域 (喬木村)	喬木村のうち規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 3,448 (農用地面積 509)	
	豊丘地域 (豊丘村)	豊丘村の全域	総面積 7,679 (農用地面積 724)	
	大鹿地域 (大鹿村)	大鹿村のうち南アルプス国立公園特別保護地区及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 4,457 (農用地面積 424)	
		計 14 市町村		総面積 78,730 (農用地面積 10,825)

木 曾	上松地域 (上松町)	上松町のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 5,183 (農用地面積 208)	
	南木曾地域 (南木曾町)	南木曾町のうち規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 6,860 (農用地面積 353)	
	木曾地域 (木曾町)	木曾町のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 27,280 (農用地面積 1,432)	
	木祖地域 (木祖村)	木祖村のうち規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 2,599 (農用地面積 299)	
	王滝地域 (王滝村)	王滝村のうち規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 649 (農用地面積 111)	
	大桑地域 (大桑村)	大桑村のうち規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 5,120 (農用地面積 207)	
	計6町村		総面積 47,691 (農用地面積 2,610)	
松 本	松本地域 (松本市)	松本市のうち都市計画法の市街化区域、中部山岳国立公園特別保護地区及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 24,916 (農用地面積 7,848)	
	塩尻地域 (塩尻市)	塩尻市のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 10,003 (農用地面積 3,118)	
	安曇野地域 (安曇野市)	安曇野市のうち都市計画法の用途地域、中部山岳国立公園特別保護地区及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 11,636 (農用地面積 7,249)	
	麻績地域 (麻績村)	麻績村のうち規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 1,246 (農用地面積 440)	
	生坂地域 (生坂村)	生坂村のうち規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 3,111 (農用地面積 430)	
	山形地域 (山形村)	山形村のうち規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 1,202 (農用地面積 813)	
	朝日地域 (朝日村)	朝日村のうち規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 970 (農用地面積 510)	
	筑北地域 (筑北村)	筑北村のうち規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 4,241 (農用地面積 726)	
	計8市村		総面積 57,325 (農用地面積 21,134)	
北 ア ル	大町地域 (大町市)	大町市のうち都市計画法の用途地域、中部山岳国立公園特別保護地区特別保護地区及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 12,057 (農用地面積 2,478)	

プ ス	池田地域 (池田町)	池田町のうち規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 1,688 (農用地面積 973)	
	松川村地域 (松川村)	松川村のうち規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 2,258 (農用地面積 1,271)	
	白馬地域 (白馬村)	白馬村のうち中部山岳国立公園特別保護地区及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 5,640 (農用地面積 1,003)	
	小谷地域 (小谷村)	小谷村のうち中部山岳国立公園特別保護地区及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 13,659 (農用地面積 500)	
	計5市町村		総面積 35,302 (農用地面積 6,225)	
長 野	長野地域 (長野市)	長野市のうち都市計画法の市街化区域、妙高戸隠連山国立公園特別保護地区及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 43,536 (農用地面積 9,277)	
	須坂地域 (須坂市)	須坂市のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 4,317 (農用地面積 2,242)	
	千曲地域 (千曲市)	千曲市のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 4,038 (農用地面積 1,344)	
	坂城地域 (坂城町)	坂城町のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 1,375 (農用地面積 526)	
	小布施地域 (小布施町)	小布施町のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 1,147 (農用地面積 859)	
	高山地域 (高山村)	高山村のうち規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 1,643 (農用地面積 962)	
	信濃地域 (信濃町)	信濃町のうち都市計画法の用途地域、妙高戸隠連山国立公園特別保護地区及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 4,369 (農用地面積 1,652)	
	小川地域 (小川村)	小川村のうち規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 3,745 (農用地面積 396)	
	飯綱地域 (飯綱町)	飯綱町のうち規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 5,965 (農用地面積 1,579)	
	計9市町村		総面積 70,135 (農用地面積 18,837)	
北 信	中野地域 (中野市)	中野市のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 9,043 (農用地面積 3,548)	

	飯山地域 (飯山市)	飯山市のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 11,179 (農用地面積 3,588)	
	山ノ内地域 (山ノ内町)	山ノ内町のうち都市計画法の用途地域、上信越高原国立公園特別保護地区及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 2,811 (農用地面積 997)	
	木島平地域 (木島平村)	木島平村のうち規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 1,880 (農用地面積 985)	
	野沢温泉地域 (野沢温泉村)	野沢温泉村のうち規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 1,025 (農用地面積 511)	
	栄地域 (栄村)	栄村のうち上信越高原国立公園特別保護地区及び規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 4,395 (農用地面積 956)	
	計 6 市町村		総面積 30,333 (農用地面積 10,585)	
	県計 77 地域 (77 市町村)		総面積 463,360 (農用地面積 120,722)	

注 1) 指定予定地域名及び市町村名は、令和 2 年 3 月 31 日現在の名称です。

注 2) この表中の指定予定地域の規模の欄に掲げる「総面積」は、市町村総面積から除外する区域の面積を除いた面積を示しています。

注 3) 農用地面積は、農業振興地域内にある農地と採草放牧地の合計面積で、達成状況調査に基づく令和元年 12 月 31 日現在の数値を基に算出しています。

第 3 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

(1) 現状と課題

本県の農業生産基盤については、昭和 50 年代頃までに整備したほ場の多くが 10a～20a 程度の小区画であり、近年再整備による区画拡大を進めているものの 30a 以上の水田区画は 25%にとどまり、全国平均の 66%を大きく下回っています。自動走行農機の導入等による生産コスト低減の効果を高める 50a 以上の区画はわずか 2%です。

農産物の安定生産に必要な用水を供給する農業水利施設の多くが耐用年数を迎えており、計画的な更新整備が必要です。

(2) 基本方向

- ・ 大規模農家や法人など中核的経営体を主力とした効率的な農業生産活動と、持続的な農地の適切な利用を可能とするため、農地の区画拡大やスマート農業技術の導入等による担い手への農地集積・集約化を進めます。また、用排水路網の整備に当たっては、パイプライン化(地中化)を基本とし、農業用水の管理を省力化するための施設の整備を推進します。
- ・ 高収益作物の導入と品質向上、安定生産により収益性の高い農業を実現するため、水田の畑地化・汎用化や樹園地の整備、導入作物に適したかん水方式への改良などを進めます。
- ・ 農業用水の安定供給を確保するため、農業水利施設の適切な保全管理と重要構造物の耐

震・長寿命化に加え、施設の省エネ化や情報通信技術を活用した管理の省力化・安全確保を進めます。

2 農業地帯別の方向

(1) 水田の整備

これまでに整備された農業生産基盤の適切な維持・保全を推進するとともに、画化拡大などのほ場の条件整備を進めることにより、担い手への農地集積を促進します。

(2) 畑の整備

生産性の高い品目の集団化と生産力の増強により、園芸畑作部門の規模拡大と近代化を図るとともに、畑地かんがい施設や農道等の整備による農業生産の安定を促進します。

(3) 樹園地の整備

農道や畑地かんがい施設等の整備を進めるとともに、平坦化等の区画整理による規模拡大を促進します。

(4) 採草放牧地の整備

飼料自給率の向上及び効率的かつ安定的な畜産経営の確立を図るため、低位利用の採草放牧地及び畜産を中心に利用が可能な山林原野等について需要に応じた整備改良を進めるなど、自給飼料に立脚した畜産生産基盤の整備を促進します。

3 広域整備の構想

市町村の区域を越えて広域的に事業を実施することがより効果的・効率的な事業推進に資するものについては、関係する市町村整備計画との整合性を保ちつつ、また、地域の実情や社会経済情勢の変化にも適時・適切に対応した農業生産基盤整備を推進します。

(1) 次代を担う産地を支える基盤整備の推進

- ・ スマート農業技術の導入や担い手への農地集積・集約化により農地の生産効率を高め、持続的な農地の適切な利用を図るため、農地の区画拡大や用水管理の省力化を進めます。
- ・ 高収益作物の導入と品質向上、安定生産により収益性の高い農業を実現するため、水田の畑地化・汎用化や樹園地の整備、導入作物に適したかん水方式への改良などを進めます。
- ・ 農業水利施設の適切な保全管理と重要構造物の耐震・長寿命化により、農業用水の安定供給を図ります。

(2) 安全安心で持続可能な農村の基盤づくり

- ・ ため池等の耐震対策、豪雨対策、排水機場の更新整備、地すべり防止施設の長寿命化など、農村の暮らしを守る防災減災対策を進めます。
- ・ 農業水利施設の自動化・遠隔化や、農業用水を活用した小水力発電導入の推進により、農業者の管理労力の低減や安全性の向上、維持管理コストの軽減を図ります。
- ・ 農地と水を守り担う土地改良区の人材育成や運営強化など、農業水利施設の適切な保全管理体制の構築を進めます。
- ・ 中山間地等の条件不利地域の農村においても、農業を中心とした地域の特徴を活かした営農・加工等により地域の収益を確保するとともに、集落の定住条件を確保するため、きめ細やかな農地の条件整備と、集落道等の生活環境基盤整備を進めます。

第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

(1) 農用地等の保全の必要性

① 防災・減災対策

近年、令和元年東日本台風のような未曾有の豪雨や大規模な地震が増加し、農業水利施設等の損壊、農地の湛水、地すべり等による被害が懸念されています。

また、県内には、1,800 箇所以上のため池がありますが、江戸時代に築造されま現在に至っているものも少なくありません。これらのため池が、地震や豪雨により決壊した場合には、下流の農地、宅地、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあります。

令和元年東日本台風災害では、堤防の決壊もあり、農地への湛水に加え、都市域にも甚大な被害が発生しました。豪雨による河川水位の上昇時に農地等への湛水被害を防止する排水機場の適切な更新整備に加え、流域全体で豪雨時の被害を軽減する「流域治水」として、ため池や水田を活用した雨水貯留の取組も推進する必要があります。

また、農地への影響を主とする地すべり防止区域は 137 箇所あり、市町村、巡視員と連携し、継続的に地すべり防止拠点の点検と維持管理を行っていますが、経年により機能が低下した施設も多く、計画的な更新・整備が必要です。

② 維持管理

農村の高齢化や人口減少に加え、担い手への農地集積等により農業従事者の減少が進む中、農業水利施設の維持管理や水管理に携わる人数も減少し、施設管理者の施設維持への負担は大きくなっています。そのうえ、近年頻発する突発的な豪雨に対し、用水路への土砂流入や越水被害を防止するため、増水で危険が伴う水門操作を迅速かつ安全に行う必要があります。

また、将来にわたり農業水利施設の機能を安定的に発揮するために重要な役割を担っている組織の 1 つが土地改良区です。県内には 111 の土地改良区がありますが、受益面積が小中規模の土地改良区が多くを占めており、高齢化や後継者不足により組合員の減少が進み、財政状況が悪化するなど運営面での問題が深刻化しています。このため、組織運営や財政基盤の強化など、将来を見据えた体制づくりが必要となっています。

③ 地域資源の活用と保全

農業用水やため池、棚田等の農業資産は新たな観光資源として関心が高まりつつあります。特に棚田地域においては棚田の保全に取り組む方々が直面している課題解決と、多様な主体をまきこんだ地域ぐるみの活気ある未来像を描くための枠組みである「棚田地域振興法」が令和元年に施行され、棚田の保全を図るとともに、棚田地域における定住や二地域居住、国内および国外の地域との交流の促進が期待されます。

(2) 農用地等の保全の基本的方向

① 安全で暮らしやすい農村環境

農村は、食料を安定供給するための農業生産活動の場としてだけではなく、その生産活動を通じて、水源のかん養、洪水の防止、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の継承など、県民生活に欠かすことのできない多面的な役割を果たしています。

こうした農村を将来にわたって維持・発展させるため、ため池の耐震化や豪雨への備え、農地や水を守り農業水利施設等を適切に保全管理する体制づくり、農業用水を活用した小水力発電の促進による維持管理負担の軽減、中山間地域の特色を活かした地域の振興と生活基盤の整備により、安全安心で暮らしやすい農村環境を目指します。

② 農村資源を活用した取組の広まり

本県の魅力である豊かな自然、疏水やため池、棚田が織りなす美しい農村風景は、先人

の熱意と英知により築かれ、農の営みによって育まれてきました。これらの魅力は、地域で暮らす人々だけでなく、国内外から訪れる旅行者等へも潤いと安らぎを与えています。

こうした農村資源を活かし次代へつなぐため、疏水や棚田などの歴史や景観を学びや観光へ活用しながら、農業者のみならず地域住民や都市住民、企業など多様な人々の参画により農地・農村環境を保全していく体制を広げていきます。

2 農用地等の保全のための事業

(1) ため池の安全対策の推進

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」に基づき、県と市町村が連携し地震耐性評価を進めます。また、地震及び豪雨の安全性が不足するため池においては、工事の難易度等県と市町村が役割を分担し、集中的に防災工事を進めるとともに、ため池廃止等リスク除去について支援します。

(2) 豪雨による農地等の湛水被害の防止

豪雨による農地等の湛水被害を防止するため、排水路整備及び老朽化した排水機場ポンプ設備の更新や、これにあわせた耐水化・停電対策を進め、災害に強い排水機場整備に努めます。

(3) 地すべり防止施設の長寿命化の推進

地すべり防止施設長寿命化計画に基づき、計画的な地すべり防止施設の更新・整備を進めます。

(4) 基幹的農道の安全性の向上

農産物輸送などの重要な役割を担う基幹的農道について、橋梁の耐震化等を進めます。

(5) 地籍調査の推進

県土の保全・開発及びその利用を円滑に行うため、土地の基礎的情報（所有者、地番、地目、境界等）を調査し、地籍の明確化を図ります。

(6) 野生鳥獣対策の推進

野生鳥獣による農作物被害を防止するため、被害地域への支援体制を整備し、侵入防止柵の設置や集落ぐるみによる捕獲体制の整備等の被害対策を総合的に支援します。

3 農用地等の保全のための活動

(1) 地域ぐるみで取り組む農地維持活動への支援

- ・ 農地・農業用水路等の地域資源や農村環境を確実に次代に引き継ぐため、地域の話し合いの下、協働により行う農地や水路等の保全管理活動を支援します。
- ・ 多面的機能支払事業の継続と取組の拡大を図るため、長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会や市町村、農業関係団体と連携し、活動組織や市町村の事務負担軽減のための広域化や事務委託等を支援します。

(2) 多様な主体の参画による地域づくりの支援

- ・ 農地周りの草花の植栽による景観の形成など、地域住民や都市住民等を含めた多様な主体が参加して行う共同活動を支援します。
- ・ 共同活動を担う人材の確保に向け、農業・農村が有する多面的機能に対する地域住民等の理解を深めるための情報発信や地域学習の取組を支援します。
- ・ 地域ぐるみの共同活動の継続が困難となりつつある組織においては、組織の広域化により組織間で応援体制が図られる取組を支援します。

(3) 野生鳥獣対策の推進

- ・ 野生鳥獣に負けない集落づくりを進めるため、野生鳥獣被害対策チーム等が市町村や大学、NPO等と連携し、追い払い等の防除対策、狩猟者の確保・育成による広域や集落ぐるみでの捕獲対策、緩衝帯整備等の環境対策、ジビエの振興による活用対策等総合的な取組を、集落自らが実践できるよう支援します。
- ・ 鳥獣被害防止特別措置法に基づき市町村が作成する被害防止計画に沿った侵入防止柵の整備等を支援し、野生鳥獣による農業被害の軽減を図ります。

(4) 荒廃農地の再生・活用

- ・ 農地の利用状況調査などに基づく農地・非農地の適正な判断により、農地の効率的な利用を推進します。
- ・ 農地利用の姿を明確にした上で、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化などを進め、荒廃農地の発生防止や再生・活用を図ります。
- ・ 農産物の生産販売と一体的な荒廃農地の再生・活用を進めるとともに、多様な人材の参加による荒廃農地の発生防止などの取組を支援します。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

現在、多くの市町村においては、関係機関・団体で構成する営農支援センターや地域農業再生協議会が設置され、地域内の農業経営者の経営規模の拡大・多角化等に向けた支援に加え、集落営農の組織化・法人化等を支援する活動が展開されています。

一方で、本県の農業生産を担う基幹的農業従事者は、65歳以上が73.5%を占め、高齢化により離農や経営規模の縮小が進んでいます。また、販売農家数も減少傾向が続いており、農業経営者の世代交代が進まない中で、土地持ち非農家が増加する傾向にあり、特に農業従事者の高齢化が顕著な中山間地域では農業機械のオペレータ不足などにより地域の農地を維持する集落営農の組織化が困難な地域もあります。

そのため、地域計画（人・農地プラン）を通じて新規就農者の誘致と確保・育成を図るとともに農地中間管理事業を活用した企業的農業経営体等への農地の集積・集約化を進めていきます。

また、中山間地域等においては、地域の担い手が効率的に生産活動を行えるよう農地の条件整備を行うとともに、省力栽培が可能な品目の導入支援や兼業農家などを含めた地域の多様な農業者の役割分担により相互に支えあう集落営農組織の育成・法人化などにより地域全体の営農の継続や農地の維持・活用を図ります。

なお、農業参入を希望する企業に対し活用可能な農地等の情報提供を行うなど、市町村と連携して企業による農地利用を支援します。

(1) 農地の利用集積による規模拡大の促進

- ・ 将来の地域農業を担う担い手の明確化、担い手への農地の利用集積計画の基礎となる、地域計画（人・農地プラン）の作成・見直しを進めます。
- ・ 地域計画（人・農地プラン）の作成・見直しを通じて、地域の農業や地権者の意向に基づき合意形成された農地について、農地中間管理事業により担い手への集積・集約化に向けた取組を行い、長期間安定的に経営できる構造を確立していきます。

- ・ 果樹地帯では、農地中間管理機構やJA出資法人等による農地の一時管理機能等を有効に活用するとともに、果樹経営を望む担い手への円滑な園地継承や省力化が可能な品目の導入を支援します。
- ・ 地域の意向を踏まえつつ、企業が出資した農業法人等と連携し農地の有効活用を支援します。

(2) 中核的経営体の確保・育成

- ・ 中山間地域など担い手が不足する地域においては、集落営農の組織化や農作業補完組織の設立を進めます。
- ・ 中核的経営体と高齢農家、兼業農家などが、その経営規模などに応じて役割分担しながら相互に支え合うことによって、集落ぐるみで農地等を維持する取組を支援します。
- ・ 既存組織における従事者の高齢化、農業機械の効率的利用、経営の強化などの課題に即し、専門家などの派遣による課題の整理と課題解決に向けた支援をします。
- ・ 地域計画（人・農地プラン）において、認定農業者などの中核的経営体と、兼業農家や定年帰農者などの多様な地域農業の担い手を「農業を担う者」として位置付け、市町村やJA等と協力して確保・育成を推進します。

2 農業経営の基本的指標

(1) 経営体の所得目標

農業が職業として選択される魅力とやりがいのあるものとなるよう、県内の他産業従事者と均衡する労働時間と生涯所得が確保できる農業経営を確保・育成するにあたり、年間所得目標を530万円（主たる従事者1人当たり年間労働時間を2,000時間）と定めます。

家族経営体では、経営主である主たる農業従事者1人に加え家族従事者（補助的従事者）1～2人及び繁忙期の雇用の確保により、1経営体あたり概ね800万円の年間所得を目指すものとします。

ただし、特に不利な立地条件のもとで多様な農業経営を展開する中山間地域等では、1経営体当たりおおむね450万円程度とし、関連事業部門と組み合わせて、年間総所得の確保を目指すものとします。

組織経営体では、主たる従事者1人あたりの総支給額について、年間所得目標の実現を目指すものとします。

(2) 農業経営指標

効率的な経営体や集落営農組織が他産業並みの所得を確保し得る農業の展開を図り、農業が産業として自立することを目指します。具体的には、別表2のとおりです。

別表2（農業経営指標）

区分	営農類型	面積規模	品目の作付け構成(a)	労働力(人)		年間所得(千円)	
				基幹	補助	1人	経営体所得
体 標 所 得 8 0 0 万 円 指 標 (経 営 指 標)	水 稻 + 小 麦 + 大 豆	50ha	水稲30ha、小麦20ha、大豆20ha	6.0	0.0	5,300	34,000
	水 稻 + 小 麦 + 大 豆	21ha	水稲 12.6ha、小麦 8.4ha、大豆 8.4ha	2.0	0.0	5,300	11,500
	水 稻 + 小 麦 + そ ば	20ha	水稲12ha、小麦8ha、そば8ha	2.0	0.0	5,300	11,300
	水 稻 + 小 麦 + 大 豆 + 作 業 受 託	11ha (22ha)	水稲 6.3ha、小麦 4.2ha、大豆 4.2ha、作業受託 22ha	1.0	1.0	5,300	8,000

	水稲+小麦+そば +作業受託	12ha (20ha)	水稲 7.2ha、小麦 4.8ha、そば 4.8ha、作業受託 20ha	1.0	1.0	5,300	8,200
	りんご	220a	(普)ふじ40、(新)ふじ40、ゴールド 40、スイート40、秋映40、リップ 30	1.0	1.5	5,300	11,400
	りんご+もも	200a	(新)ふじ60、秋映30、ゴールド 50、 あかつき30、川中島白桃30	1.0	1.5	5,300	11,400
	りんご+なし	200a	(普)ふじ60、(新)ゴールド 50、スイート 20、幸水30、南水40	1.0	1.5	5,000	10,200
	りんご+ぶどう	220a	(新)ふじ80、ゴールド 80、パープル 20、巨峰(露地)40	1.0	1.5	5,300	11,900
	ぶどう	100a	シャイン(露地)50、(加温)20、無 核巨峰20、パープル10	1.0	1.5	5,300	10,300
	りんご+なし+干し柿	180a	(新)ふじ40、ゴールド 40、豊水30、 南水40、市田柿30	1.0	1.5	5,300	10,500
	葉洋菜(レタス基幹)	540a	レタス300、ハサイ150、キャベツ 40、ブロッコリー50	1.0	1.5	5,300	9,300
	セルリー	250a	セルリー250(半促成・無加温)	1.0	1.5	5,300	9,300
	すいか+ながいも+ねぎ	340a	すいか200、ながいも70、ねぎ 70	2.0	1.0	5,300	10,200
	きゅうり	70a	半促成30、夏秋40	1.0	1.5	5,300	9,500
	いちご(半促成)	40a	半促成(高設)40	2.0	1.0	5,300	8,700
	いちご(夏秋)	30a	夏秋(高設)30	2.0	0.5	5,300	9,400
	カーネーション	50a	カーネーション50	1.0	1.5	5,300	9,800
	カーネーション+トルコギキョウ	70a	カーネーション40、トルコギキ ョウ(抑制)30	1.0	2.0	5,300	11,200
	アルストロメリア	60a	アルストロメリア60	1.0	1.5	5,300	9,400
	キク	120a	キク(施設)80、(露地)40	2.0	1.0	5,300	12,700
	リンドウ+コギク	110a	リンドウ(露地)70、コギク(露 地)40	1.0	2.0	5,300	9,500
	えのきたけ	-	えのきたけ60万本×5回転	1.0	2.0	5,300	12,800
	ぶなしめじ	-	ぶなしめじ20万本×3回転	1.0	2.0	5,300	12,000
	酪農	-	経産牛50頭、育成牛24頭	1.0	2.0	5,300	12,000
	肉専用種肥育	-	黒毛和種常時200頭	1.0	1.0	5,300	9,000
	養豚一貫	-	母豚120頭	1.0	2.0	5,300	10,700
	地鶏	-	常時飼育450羽	1.0	0.0	1,000	1,000
中山間経営指標 (経営体所得450万円 程度)	りんご	130a	(新)ふじ50、リップ 40、スイート40	1.0	0.5	3,500	5,000
	りんご+ぶどう	130a	パープル(露地)30、(新)スイート50、 (新)ふじ50	1.0	0.5	3,500	5,000
	りんご+なし	110a	(新)ふじ20、スイート40、豊水20、 南水30	1.0	0.5	3,500	4,700
	干し柿+りんご	100a	市田柿60、(新)スイート40	1.0	0.5	3,500	4,500
	トマト複合	80a	トマト(半促成)30、キュウリ(露地)30、 ホウレンソウ20	1.0	1.0	3,500	5,000
	アスパラガス複合	750a	水稲7ha、アスパラガス50	1.0	1.5	3,500	5,700
	カーネーション	30a	カーネーション30	1.0	1.5	3,500	4,700

	キ	ク	70a	キ(施設)40、(露地)30	1.0	1.5	3,500	4,700
	リ	ドウ+コギク	65a	リドウ(露地)35、コギク(露地)30	1.0	1.0	3,500	4,500
	え	のきたけ複合	120a	えのきたけ4万本×6回転、アスパカス(露地)120a	1.0	1.0	1,510	2,100
集落営農経営指標	集落営農(オペレータ型)		50ha (50ha)	水稻30ha、小麦20ha、大豆20ha、作業受託50ha	9.0	0.0	5,300	51,900
	集落営農(集落ぐるみ型)(125戸)		50ha	水稻30ha(移植20ha、直播10ha)、小麦20ha、大豆20ha	1戸(40a)当たり平均所得:280千円(10a当たり70千円(地代10千円は費用計上済み、労働・オペレータ代等は費用に計上していない。))			
	集落営農(集落ぐるみ型)(50戸)		20ha	水稻12ha、小麦8ha、大豆8ha	1戸(40a)当たり平均所得:219千円(10a当たり54千円(地代10千円は費用計上済み、労働・オペレータ代等は費用に計上していない。))			
	中山間集落営農(集落ぐるみ型)(25戸)		10ha	水稻6ha、そば3ha、アスパカス1ha	1戸(40a)当たり平均所得:314千円(10a当たり75千円(地代10千円は費用計上済み、労働・オペレータ代等は費用に計上していない。))			
農業関連経営指標	区 分		内 容			年間所得		
	観 光 農 園 経 営		観光農園(いちご等)、直売施設1棟			2,000千円程度		
	漬 物 共 同 加 工 経 営		野菜、きのこ等加工、加工処理施設1棟					
	農 産 物 直 売 経 営		果樹、野菜、きのこ、加工品等直売施設1棟					
	ふ れ あ い 牧 場 経 営		牛肉、牛乳等の直売・提供 畜産物・直売提供施設1棟			2,000千円程度		
	農 家 民 宿		農村での暮らしの提供、農作業体験、 宿泊棟・農作業体験棟					

注1)「長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」(令和元年10月策定)の農業経営の基本的指標から抜粋

注2) (普)は普通樹、(新)は新わい化

注3)表中の略称について ゴールド=シナゴールド、スイート=シナスイート、リップ=シナリップ、パープル=ナガノパープル、シャイン=シャインマスカット

(3) 主要な営農類型

力強い農業構造の構築を進めるに当たっては、部門別に以下の対応を行うとともに、耕種と畜産の連携、自然の力を活かした環境農業やロボット技術・ICT技術等活用によるスマート農業の推進、機械・施設の共同利用、補助労働力の調整等を促進します。

① 普通作物

地域の実情に応じて利用権設定及び農作業受委託の推進等による中核的経営体への利用集積を推進するとともに、米と麦・大豆・そばの複合経営の育成、消費者に選ばれる特徴ある高品質米の生産、実需者ニーズに対応した麦・大豆・そばの生産拡大、農業生産基盤の整備等により産地化を促進します。

② 露地園芸作物

省力・機械化、新品目・新品種の導入、育苗等部分作業受委託の推進、条件整備と作付

けの団地化、雇用労働力の調整とともに多様な需要に対応するマーケットインの生産や販路開拓の推進等を総合的に推進し、中核的経営体を中心とした産地の体質強化を促進します。

③ 施設園芸作物

生産性の高い品目・作型の導入、低コスト省力生産技術・施設の導入、合理的集出荷流通体制の改善、資金と経営管理の改善等を推進し、一層のコスト低減と生産性の向上及び経営の安定化を図ります。

④ 畜産

消費者が求める安全・安心かつこだわりのある畜産物の生産と供給等による畜産物の高付加価値化や、経営の合理化等と併せて、自給飼料の増産と利用拡大による生産コストの低減、家畜にやさしい飼養管理の推進、家畜排せつ物の適正な管理と利用促進等を進め、経営基盤の強化と経営の安定化を図ります。

3 農業地帯の構想

(1) 都市近郊地帯

この地帯は、混住化等都市化の影響が著しい地帯であり、経営規模が小さく自給的農家率が高いです。

今後は、計画的な土地利用調整を進め、集団的な優良農地の確保に努めるとともに、消費地に近いという特性を生かした家族経営体による果樹・野菜・花き等の振興、農作業受託体制の整備による農用地の利用集積の促進を図ります。

(2) 水田地帯

この地帯は、兼業化が進んでいるものの、経営規模が比較的大きく、農用地の流動化や農作業受委託は県下で最も進んでいる地帯です。

今後は、家族経営体・組織経営体による土地利用型の大規模複合経営の育成による収益性の高い水田農業経営の確立を図ることとし、地域の実情に応じて麦・大豆・飼料作物の生産や園芸作物の作付けを促進するとともに、必要に応じ畦畔除去による大区画化等の基盤整備を行いながら農用地の流動化や農作業受委託を一層推進し、水田の有効活用と経営の合理化を図ります。

また、兼業化の進行等により当面十分な中核的経営体の確保・育成が困難な地域にあつては、実情に応じて効率的な規模等を前提に集落を基礎とした営農組織の育成と法人化を進めます。

(3) 園芸地帯

この地帯では、果樹・野菜・きのこ・花き等多様な品目の産地が形成されています。

今後とも、家族経営体・組織経営体の規模拡大と経営の効率化や新規就農者の確保を図るとともに、遊休施設の活用や、円滑な経営の継承を促進し、基盤整備事業も活用しながら、産地の維持・拡大に努めます。

また、畜産、稲作等を含めた部門・作目間の補完関係の強化、周辺住民の参画を含めた労働力補完体制等を整え、地域農業の複合化及び経営間・地域内労働力の活用を促進します。

(4) 山間農村地帯

この地帯は、農業生産条件に恵まれていない地域が多く、経営規模が零細であるほか、農業従事者の減少と高齢化が進み遊休農地が増加するなど、農業構造の脆弱化が進んでいます。

今後は、地域の特色を生かした新規参入等担い手の確保対策の推進や、標高差等の地域の立地条件を生かした特色ある農業の振興、地域特産物・観光資源等を活用した農産物加工・観光農園・農家民宿等6次産業化による付加価値の高い農業の展開を図ります。

また、中山間地域農業直接支払事業等の活用による遊休農地の発生防止など、農用地及び生産基盤を維持するとともに、担い手が確保されるまでの間営農活動を継続するため、市町村が出資する第3セクターや農業協同組合が出資する農業法人等による支援体制の整備を図ります。

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

マーケットインへの取組を基本に、県内で育成されたオリジナル品種や販売力の高い品目・品種の導入、新たな技術の導入等を進め、質と量の向上により「稼ぐ力」を高めます。

また、高収益作物の導入、加工・業務向けの契約栽培の推進等による農業所得の向上やスマート農業技術の導入推進等による労働生産性の向上を進めます。

農業生産活動の持続的な発展に向け、有機農業等の環境にやさしい農業の地域ぐるみでの展開や、関係者の理解醸成による流通・消費の拡大を進めます。

さらに、時代の変化に応じた先進技術の開発・迅速な普及と知的財産の保護活用を進めるとともに、農畜産物の安全性の確保、品質向上と効率的で安定した生産を支える農業生産基盤の保全管理・整備を進めます。

1 重点作物別の構想

(1) 水稲

長野県産米の強みである高品質を維持するため、品質向上対策による1等米比率の維持を図ります。

輸出用米の取組拡大等、新たな米の需要創出を推進します。

(2) 麦・大豆・そば

排水対策等の基本技術の再徹底やドローン活用等の最新技術の導入を進め、品質・単収向上を図り実需から頼られる産地づくりを進めます。

実需者、生産者のニーズ把握に努め、県オリジナル品種を中心に、需要に応えられる品種構成となるよう誘導を図ります。

(3) 野菜

葉野菜等の主力品目では、夏秋期における全国トップの供給産地として、産地構造と生産体制が維持されるよう、計画生産と持続的安定生産に向けた取組を推進します。施設栽培では、環境モニタリングシステム等スマート施設園芸技術の積極的な普及を進め、省力化と生産性の向上を図ります。

また、脱炭素社会の実現に向けて、農業分野における生産プロセスからのCO₂排出削減と生産コストの低減に向けた取組を強化します。

(4) 果樹

果樹生産者の稼ぐ力の向上に向け、経営改善による安定生産や品質向上への取組を支援するとともに、改植等による生産基盤の強化を図り、全国屈指の果樹生産県として、実需者から信頼される、「くだもの王国づくり」を目指します。

(5) 花き

標高差を活かした夏秋期産地として、安定した品質・量を供給できる生産技術、需要期に

確実に出荷するための開花調節技術、施設化の推進、多彩な品目の組合せの振興等により、計画生産と経営の安定化を図ります。

さらに、海外マーケット需要が高まっている世界トップと評価されるランキョウ、トルコギキョウの海外を含めたマーケット開拓を進めます。

加えて、県産花きの新たな需要の裾野を広げるため、若年層や家庭、公共施設、教育、福祉など幅広い分野での花きの活用を進め「花のある暮らし」の定着と花き文化の振興を図ります。

(6) きのこと

きこの経営では、原料価格高騰による生産経費の増加や、販売競争の激化等による価格低迷が続き、経営が圧迫している中で、一層の生産安定・出荷ロス低減、生産・流通コスト削減による経営安定に取り組むことで、日本一の生産県として産地の維持を図ります。

また、使用済み培地の利活用による、環境に配慮した生産や、異物混入対策を徹底し、消費者から信頼される産地づくりを目指します。

また、「健康志向」などの実需者のニーズに即した需要の創出・拡大を進めます。

(7) 水産

養殖漁業では、信州サーモンや信州大王イワナ等の信州ブランド魚の種苗の安定的な供給を図るとともに、養殖業者と連携して需要の拡大を図ります。

また、河川湖沼漁業では、遊漁者ニーズに応じた魅力ある釣り場づくりによる内水面漁業の活性化を図ります。

(8) 畜産

信州プレミアム牛肉等の高品質な畜産物の効率的な生産を進めるとともに、飼料の自給率向上、耕種農家に求められる堆肥生産や畜産物の流通拠点である食肉流通施設への支援など、持続的な畜産経営に向けた取り組みを強化します。

また、飼養衛生管理の強化による家畜伝染病の発生予防及び特定家畜伝染病（豚熱等）発生時の速やかな防疫措置を行うとともに、安全性や環境に配慮した生産の需要に応じていきます。

2 広域整備の構想

地域計画（人・農地プラン）で定められた地域の将来を担う農業者が、スマート農業等の導入を可能とする生産性の高い農地と安定した農業用水を活かし、マーケットニーズに即した収益性の高い農業を将来に渡り継続していくための農業基盤の整備を進めます。

また、農村を将来にわたって維持・発展させるため、ため池の耐震化や豪雨への備え、農地や水を守り農業水利施設等を適切に保全管理する体制づくり、農業用水を活用した小水力発電の促進による維持管理負担の軽減、中山間地域の特色を活かした地域の振興と生活基盤の整備により、安全安心で暮らしやすい農村環境を目指します。

さらに、農村資源を活かし次代へつなぐため、疏水や棚田などの歴史や景観を学びや観光へも活用しながら、農業者のみならず地域住民や都市住民、企業など多様な人々の参画により農地・農村環境を保全する体制を広げていきます。

(1) 次代を担う産地を支える基盤整備の推進

- ・ スマート農業技術の導入や担い手への農地集積・集約化により農地の生産効率を高め、持続的な農地の適切な利用を図るため、農地の区画拡大や用水管理の省力化を進めます。
- ・ 高収益作物の導入と品質向上、安定生産により収益性の高い農業を実現するため、水田

の畑地化・汎用化や樹園地の整備、導入作物に適したかん水方式への改良などを進めます。

- ・ 農業水利施設の適切な保全管理と重要構造物の耐震・長寿命化により、農業用水の安定供給を図ります。

(2) 安全安心で持続可能な農村の基盤づくり

- ・ ため池等の耐震対策、豪雨対策、排水機場の更新整備、地すべり防止施設の長寿命化など、農村の暮らしを守る防災減災対策を進めます。
- ・ 農業水利施設の自動化・遠隔化や、農業用水を活用した小水力発電導入の推進により、農業者の管理労力の低減や安全性の向上、維持管理コストの軽減を図ります。
- ・ 中山間地等の条件不利地域においては、地域の特徴を活かしたきめ細かな基盤整備など持続的な営農を支える農地の条件整備と生活環境の整備を推進し、農村の活性化を図ります。
- ・ 農地と水を守り担う土地改良区の人材育成や運営強化など、農業水利施設の適切な保全管理体制の構築を進めます。

(3) 農的つながり人口の創出・拡大による農村づくり

- ・ 水路の草刈りや泥上げ等、農業者自らが行う保全管理活動や、地域住民・都市住民も含めた多様な主体の協働による取組を支援します。
- ・ 歴史的な疏水、ため池、棚田等の農業資産を観光資源として活用する取組や、地域学習へ活用する取組を支援します。

第7 農業を担うべき者の確保及び育成に関する事項

今後、更なる人口減少や高齢化の進行が見込まれる中、本県農業の生産力低下や、中山間地域を中心とした農地の荒廃化等による農村地域全体の衰退が懸念されます。

一方、新規就農者については、近年、他産業においても、多くの人材を求めていることなどから、45歳未満の新規就農者数（法人就農を除く）は減少傾向にあります。新型コロナウイルス感染症の影響等による地方回帰の社会的潮流を生かした新規就農者の呼び込みが期待されます。

このため、本県農業の持続的な発展に向け、中核的経営体を育成し、これらの経営体が農地の利用集積を進めながら、地域の農業生産の大宗を担う農業生産構造の構築を目指します。

また、小規模農家や兼業農家、半農半X等の農ある暮らしなど、農村地域の重要な支え手がコミュニティを形成しながら、農地を有効利用し農業を継続していけるよう支援を充実するとともに、農ある暮らし志向者の呼び込みなど農業者の裾野拡大を促進します。

1 信州農業をけん引する中核的経営体の確保・育成

経営戦略を持って経営の拡大・多角化等に取り組み、本県農業を支える中核的経営体が主力となる農業構造の構築をめざします。

そのため、地域における話し合いにより策定する「地域計画」を通じ、中核的経営体ははじめとして、離農や経営規模を縮小する農家、地域として守るべき農地など、担い手と農地利用を明確化し、農地中間管理事業による農地の利用集積と集約化による経営の効率化を進めるほか、スマート農業の導入による生産性の向上や経営の多角化等による経営発展を一層推進します。

また、本県農業を先導するトップランナーを育成するとともに、中でも全国に誇るエグゼク

ティブ経営者の育成を進めます。

2 新規就農者の安定的な確保

県内農業従事者の高齢リタイアが急速に進行する中、充実した就農関連情報の発信や、農業農村支援センターを中心に市町村やJA等農業関係団体と連携した就農支援の拡充により、安定した新規就農者の確保を促進します。

青年や女性、シニア層など幅広い就農志向者のニーズや習熟度に応じた相談対応や就農準備の支援により、円滑な就農を実現し、将来の夢に向けて農業経営等に取り組めるようサポートします。

また、農業技術や経営資産を円滑に継承できる親元就農者への支援の拡充を図るとともに、長野県農業法人協会と連携し、農業法人の雇用就農者のスキルアップを支援し、将来的に、のれん分け等による独立の道を含めて、新規就農につなげる取組を進めます。

3 地域農業の将来像の明確化による担い手確保と農地集積の推進

地域における話合いを通じて、目指すべき将来の農用地利用の姿を明確にする「地域計画」を定め、それを実現すべく、地域内外から農地の受け手となる担い手を確保しつつ、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約を進めていきます。

特に、担い手が不足している地域等では、市町村や地域農業者と連携し、地域の実情に応じた農地の有効利用や地域の農業振興に資する集落営農組織等の設立、経営発展を支援します。

また、兼業農家の営農支援のほか、定年退職者、移住者等の就農を支援し、多様な農業者を確保に努めます。

4 多様な人材の呼び込みによる支え手の確保

農業生産を担う基幹的農業従事者の減少が急速に加速する中、リタイアで耕作されなくなる農地の受け皿として、中核的農業経営体の規模拡大を推進することに加え、兼業農家や家庭菜園で農を楽しむ農ある暮らしのスタートアップのサポート、障がい者事業所の農業参入や農家とのマッチングの促進、少量生産でも所得につながる作物の提案など、様々な形態の営農活動を幅広く支援します。

加えて、農村のライフスタイルが多様化する中で、農村地域の女性たちが、それぞれの適材適所で生き活きと活躍するとともに、若者たちが農業に夢を描き、新時代の農業のクリエイターとなれるようバックアップをします。

農業大学校では、理論と実技を同時に学ぶ実践型教育により、農業経営者として有望な人材の育成・確保を図ります。また、農業大学校のカリキュラムなど魅力のPRを強化することにより、県内外から意欲ある学生を確保するとともに、農業農村支援センターと連携して多様な就農の形を支援します。

第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県の農村は、食料の安定供給や多面的機能を発揮する場として、中山間地域から都市近郊まで様々な立地条件の中で、地縁的・血縁的つながりを持つ農業集落が、中山間地域農業直接

支払事業等も活用しつつ、共同活動により地域資源を維持・活用してきました。

しかし、過疎化や高齢化、混住化により農家人口が減少している集落では、農村コミュニティ活動への住民の参加が減少し、農地や農業用水路などの地域資源を保全する活動の継続が困難になりつつあります。

このような状況歯止めをかけるため、農林水産業の成長産業化や6次産業化等の農山漁村発イノベーションの取組の推進を図るとともに、食品製造業など農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進します。

2 農村地域における就業機会確保等のための構想

1の基本目標を踏まえ、次により農村地域における就業機会の確保と農家所得の向上を図ります。

(1) 6次産業化をはじめとした農山漁村発イノベーションの取組の推進

- ・ 地域の農業者が自ら取り組む6次産業化をはじめ、食品事業者や製造業者、商工・観光団体等の多様な主体と連携して、地域資源の付加価値向上に取り組む「農山漁村発イノベーション」の取組を進めます。
- ・ 6次産業化に取り組む農業者等の経営改善と更なる発展に向けて、信州6次産業化推進協議会や中小企業診断士等の専門家と連携して、経営戦略の策定・実行に向けた支援を進めます。
- ・ 商品のブラッシュアップや商談会を活用した販路の開拓、経営全体のマネジメント能力の向上など、スキルアップに向けたセミナーの開催等により、経営者としての人材育成を進めます。
- ・ 生産者と異業種との交流会の開催等により、多様な主体が連携した新たなビジネスの創出の取組を支援します。
- ・ 農業者からの相談に対し、信州6次産業化推進協議会や関係機関等と連携して適切なアドバイスをを行うとともに、事業者が必要とする施設整備や機械導入等を支援します。

(2) 食と農のプラットフォームを活用した新たなビジネスモデル創出の推進

- ・ 生産、加工、流通・販売など、フードチェーンに係る多様な事業者が連携するプラットフォームを設け、各主体の知識や技術等を集積することで、農産物等の地域資源を活用して農村地域が抱える課題の解決をめざす新たなビジネス創出の取組を支援します。
- ・ プラットフォームにより生み出された新たなビジネスの実現に向けて、商品開発や商品化に向けた評価会の開催、展示会等への出展による求評、販路開拓などの取組を支援します。

(3) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律等に基づく企業の計画的導入

兼業農家など不安定な雇用・所得の状態にある農家や、経営規模が小規模の農家が多数存在する地域においては、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）の規定により市町村が策定する計画に基づき、農村への工業や物流業等の計画的な導入を図り、農業従事者の安定的な就業機会の確保と農家所得の向上を図ります。

また、その他地域開発法に基づき、農業関係施策等により整備される地域農林水産物等の加工のための施設や、地域資源を利用して振興が図られる観光・農林業の活用により地域経済の活性化や都市との交流を促進します。

なお、これらの就業機会の確保のための施設を設置するにあたっては、農用地利用計画やその他土地利用計画との整合に十分留意し、優良農地の保全と当該計画が目的とする地域農

業の振興策の達成に配慮することとします。

(4) 農的つながり人口の創出・拡大による農村づくり

- ・ 観光事業者や商工団体等と連携し、県外から訪れる団体旅行への農業体験や郷土食などの食文化に触れる機会の提供など持続可能な観光地域づくりを推進します。
- ・ 農業と他の仕事を組み合わせた副業・兼業の実践者、田舎暮らしを志向するU・Iターン者、二地域居住者、定年帰農者、地域おこし協力隊員等の移住・交流を促進する活動を支援するほか、障がい者や高齢者などが働きやすい農業の環境整備を推進し、農福連携の取組を拡大します。
- ・ 農村地域での副業・兼業などの多様なライフスタイルや豊かな自然などの環境で生活を営む魅力を発信する取組や、美しい景観や農村の地域資源について、学校教育や企業研修の「学び」や「観光」に活用する農泊体験などの取組を支援します。
- ・ 従来の6次産業化の取組に加えて、地域の農業者と地域外の企業等が連携し、地域資源の再評価や新発見、これまでにない他分野と組み合わせることで新たな付加価値を創出し、農産物の販売加工や観光等の新規事業を立ち上げるなど、農村発のイノベーションを推進する取組を支援します。
- ・ 農家民宿や農家レストラン、観光農園等による経営の多角化を制度資金の面からも支援するとともに、農業農村支援センター内に設置した窓口を通じて、民宿の開設・運営・経営等を支援します。

(5) 再生可能エネルギー発電の促進

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）の規定に基づき、農山村において農林業の健全な発展と調和のとれたエネルギー電気の発電を促進することにより、所得の向上等に結び付け、地域の活力向上及び持続的発展を図ります。

(6) 地域における雇用機会の創出等の総合的かつ効果的な推進

地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき、住民の共同の福祉又は利便のため必要な施設、地域農林水産業振興施設をはじめとする就業の機会の創出に資する施設の整備について、円滑な実施に協力します。

第9 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

- ・ 地球環境の変化や都市化の進行などによる突発的な自然災害が頻発しています。また、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震以降、大規模地震等の発生が懸念されています。農村においても危機管理意識が高まっており、気象災害等の未然防止対策や広域的な防災対策などが重要となっています。
- ・ 地形条件の不利な中山間地域では、人口の減少や高齢化が進み、農業生産の縮小や集落機能の停滞から地域の活力の低下がみられるとともに、緊急車両の通行や除雪等に支障のある集落道が多く、住民生活の安全性や利便性が低い状況にあります。

また、基幹となる道路がなく、農業生産活動や農産物輸送、地域間交流に支障のある地域があります。

このため、農業生産基盤と生活環境の一体的な整備や基幹となる農道の整備を進める必要があります。

2 生活環境施設の整備の構想

(1) 集落を維持するための地域特性に応じた生活環境整備の推進

- ・ 県の道路整備計画との整合を図りながら、農産物輸送の効率化と地域間交流を支える基幹的農道の整備を計画的に進めます。
- ・ 農山村地域の居住環境を改善し、集落機能を維持するため、農業生産基盤の整備や農業集落内の道路整備等の生活環境整備を総合的に進めます。

(2) 美しい農村景観や生態系保全への配慮

- ・ 農業生産基盤や生活環境の整備は、必要に応じて石や木材等の地域の自然素材を利用した工法を採用するなど、生態系や景観等の環境保全に配慮して進めます。